

『福島区地域防災計画』 改訂について

令和4年3月
福島区役所

『福島区地域防災計画』改訂の主旨

当区の防災対策の一層の強化・推進を図ることを目的に『福島区防災計画』の「構成の見直し」を行い、また令和3年5月の「災害対策基本法」の改正等をふまえ改訂を行う。

『福島区地域防災計画』改訂概要

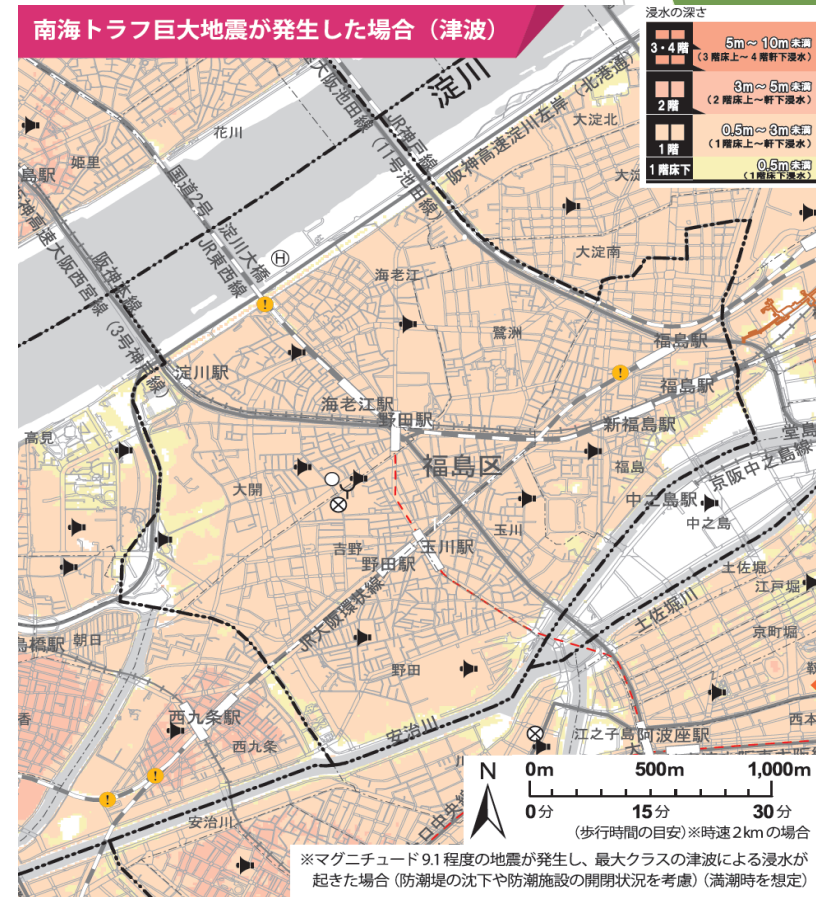
主な改訂内容

1. 被害想定を追加
2. 「構成の見直し」
区民や区役所の対応を「平時の取組み」、
「災害時の行動」において、「自助・共助・
公助」の3つの視点から構築
3. 「災害対策基本法」の改正をふまえた改訂

1. 被害想定追加

備えを行うためには災害を知る必要があります。第1章では、福島区内で想定されている被害の状況を明記します。

南海トラフ巨大トラフ地震、上町断層帯地震などの地震のほか、近年では、水害が多く発生しており、台風、大雨による高潮や河川氾濫の発生が危惧されているところです。



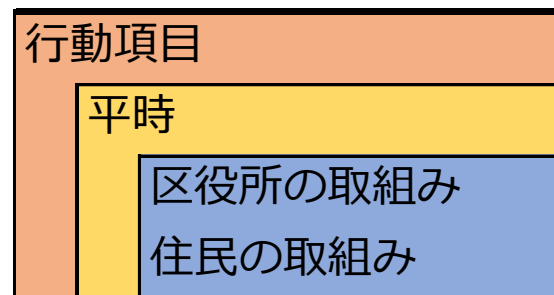
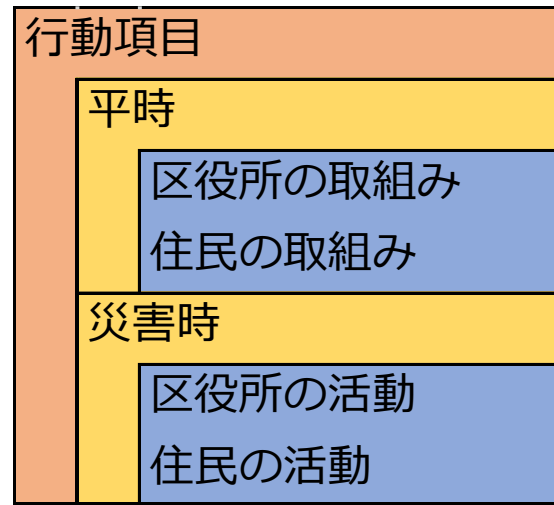
2. 「構成の見直し」

まず、平時と災害時に
分け行動項目ごとに

1. 自助（区民の取組み）
2. 共助（地域の取組み）
3. 公助（区役所の取組み）

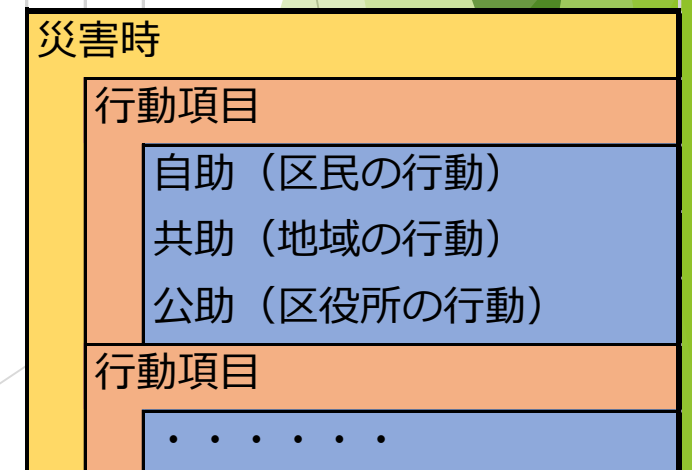
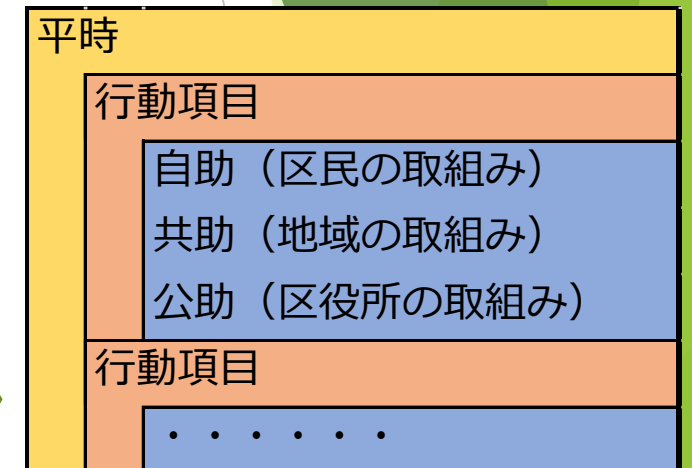
という構成にすることで、
見やすく、また災害時は
行動項目を時間軸順に
並べ替えました。

旧計画



・
・
・

新計画



3. 「災害対策基本法」の改正をふまえた改訂

▶ 避難勧告・指示の一本化による避難情報の修正

「災害対策基本法」が令和3年5月に改正され、避難情報の発令基準の「避難勧告」と「避難指示」が「避難指示」に一本化されました。

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	 <p>災害発生 又は切迫</p> <p>きんぎゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保※1</p>	<p>災害発生情報 (発生を確認したときに発令)</p>
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~		
4	 <p>災害の おそれ高い</p> <p>ひなんしじ <b>避難指示</b>※2</p>	<p>・避難指示(緊急) ・避難勧告</p>
3	 <p>災害の おそれあり</p> <p>こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b>※3</p>	<p>避難準備・ 高齢者等避難開始</p>
2	 <p>気象状況悪化</p> <p>大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)</p>	<p>大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)</p>
1	 <p>今後気象状況悪化のおそれ</p> <p>早期注意情報 (気象庁)</p>	<p>早期注意情報 (気象庁)</p>

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人にも必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。